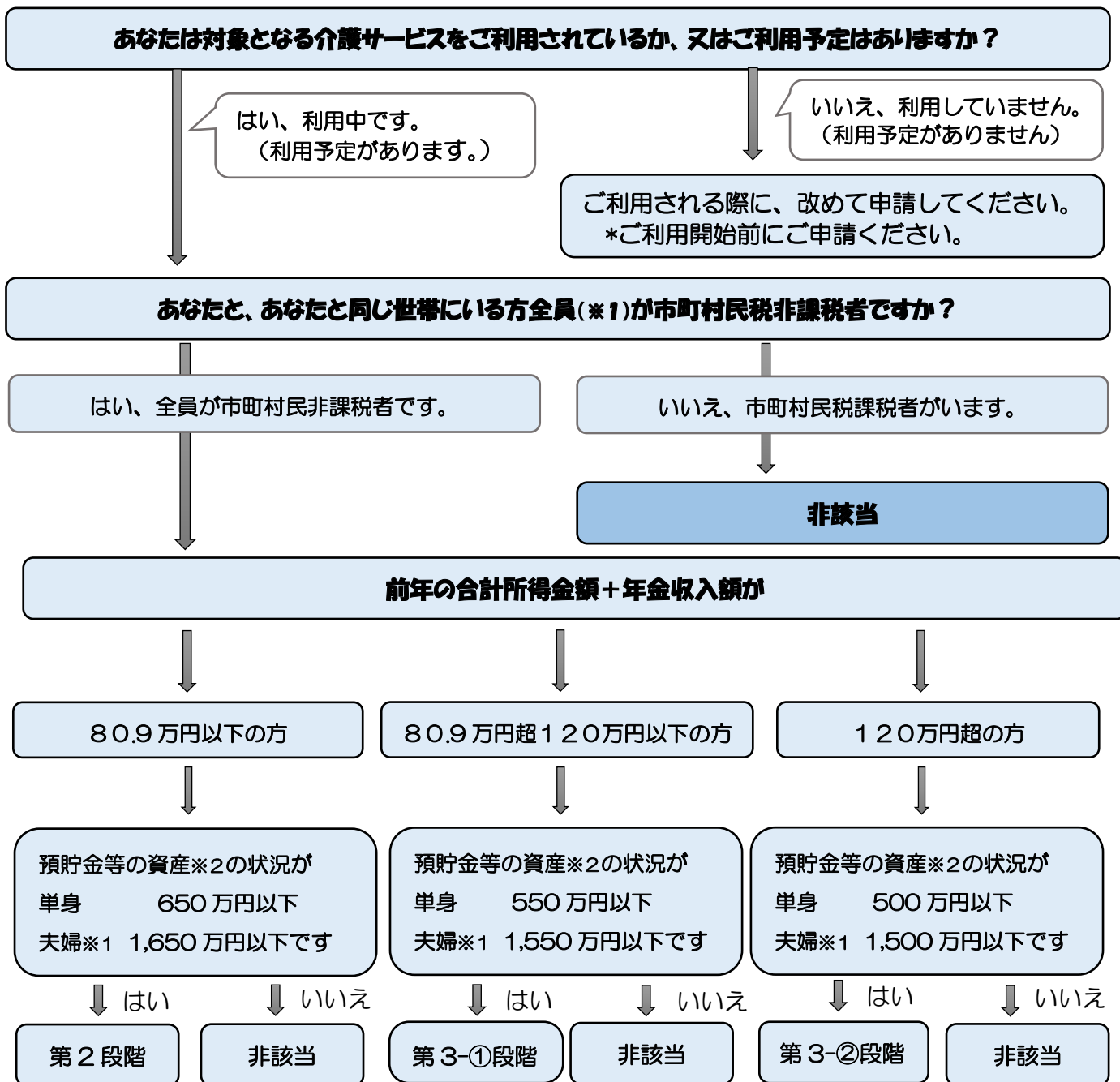


負担限度額対象確認フローチャート

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 申請書をご提出いただく前に、下記のフロー図で令和7年8月以降も食費・部屋代の負担軽減の対象者となれるかご確認ください。
- 非該当となる方から申請書をご提出いただいても負担軽減額認定証は交付されません。
- 別紙チェックリストもご確認ください。



※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が安易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担限度額に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば支給対象となります。

生活保護受給者または、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金受給者（預貯金等資産の状況が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）の方は第1段階となります。

不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。